

# 富良野市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所運営規程

## (事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人 富良野市社会福祉協議会が開設する指定居宅介護支援事業所 ふらのケアプラン相談センター「いちい」(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。

## (運営の方針)

第 2 条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営む事ができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、その他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏る事のないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ふらのケアプラン相談センター「いちい」
- (2) 所在地 富良野市住吉町 1 番 28 号(富良野市地域福祉センター「いちい」内)

## (職員の職種、員数、及び勤務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数、及び勤務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名(主任介護支援専門員)

管理者は事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用者の申込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 3 名(常勤職員 2 名、常勤兼務 1 名)

介護支援専門員は、介護サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整など、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務に当たる。又、指定居宅介護支援の業務に関する事務についても行う事とする。

### （営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12 月 31 日から 1 月 5 日までを除く。
- （2）営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

### （指定居宅介護支援の提供方法及び内容）

第 6 条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

#### （1）相談体制

事業所内に相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応する。

#### （2）課題分析の実施

- ・課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとし、使用する課題分析方式については、「MDS-HC 方式」等とする。
- ・課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

#### （3）介護サービス計画の作成

- ・利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- ・居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書を交付し説明するものとする。

#### （4）サービス担当者会議

介護サービス計画案に対し、専門的な見地から意見を求める為、当該計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を事業所内会議室等において開催する。

#### （5）サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握する為、居宅訪問による面接調査を行う。又、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など、利用者等が求めるサービスが適切に提供されているよう居宅訪問等の方法による支援を行う。

(6) その他

利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行う為に必要と認められるサービスの提供を行う。

(7) 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

**(通常の事業の実施地域)**

第 7 条 通常の事業の実施地域は、富良野市の区域とする。

**(事故発生時の対応)**

第 8 条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

**(その他運営についての留意事項)**

第 9 条 当居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図る為の研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又は、家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 当居宅介護支援事業所を利用者が利用するにあたり、当事業所及び従業者の責めに帰する場合の事態については、迅速な対応を事業所は行い、利用者への弁明の手段を明確にし、事態に応じた対応実施を行う。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、富良野市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

**(虐待の防止のための措置に関する事項)**

第 10 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

**(業務継続に向けた取り組みについて)**

第 11 条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業

務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

#### (衛生管理等)

第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるものとする。

事業所は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (ハラスメントの防止)

第13条 事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるよう、ハラスメントの防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

付則

- 1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日より 次の事項を変更する。第 4 条（職員の職種、員数、及び勤務内容）（2）介護支援専門員 2 名（常勤職員 1 名、常勤兼務 1 名）の一部
- 3 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日より 次の事項を変更する。第 4 条（職員の職種、員数、及び勤務内容）（2）介護支援専門員 1 名（常勤職員 1 名）の一部
- 4 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より 次の事項を変更する。第 4 条（職員の職種、員数、及び勤務内容）（2）介護支援専門員 2 名（常勤職員 1 名、常勤兼務 1 名）の一部
- 5 この規程は、令和元年 8 月 1 日より 次の事項を変更する。第 4 条（職員の職種、員数、及び勤務内容）（2）介護支援専門員 3 名（常勤職員 2 名、常勤兼務 1 名）の介護支援専門員 員数を 2 名より 3 名へ増員
- 5 この規程は、令和 6 年 3 月 1 日より 次の事項を変更する。
  - ・第 6 条（2）（3）の内容変更（7）の追加
  - ・（その他運営についての留意事項）について第 8 条から第 9 条に変更
  - ・第 8 条（事故発生時の対応）追加
  - ・第 10 条（虐待の防止のための措置に関する事項）
  - ・第 11 条（業務継続に向けた取り組みについて）追加
  - ・第 12 条（衛生管理等）追加
  - ・第 13 条（ハラスメントの防止）追加